

陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊衛生科仕様書

物品番号	仕様書番号	
医療廃棄物収集運搬・処理	作成	令和4年1月24日
	変更	年 月 日
	作成部課等名	衛生科 衛生補給係 2等陸曹 山下慎司

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊衛生科における医療廃棄物収集運搬・処理に必要な事項を規定する。

2 内容

- (1) 陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊衛生科から排出される医療廃棄物の収容容器及び付属品の提供
- (2) 陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊衛生科から排出される医療廃棄物の収集、処理場までの運搬・処理
- (3) 産業廃棄物管理票の発行

3 医療廃棄物の種類

- (1) 感染性廃棄物（特別管理産業廃棄物）
- (2) 廃プラスチック類・廃ガラス類・廃金属等（産業廃棄物）

4 収集場所及び収集サイクル

- (1) 収集場所 : 陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊衛生科
- (2) 収集サイクル : 必要の都度、電話により相互調整

5 一般事項

- (1) 医療廃棄物収集運搬・処理は陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊衛生科仕様書に基づいて実施するほか、関係法規・法律・条例に従い実施すること。又、契約期間中に関係法規等が改正された場合は、この仕様書の内容を変更できるものとする。
- (2) 役務履行中、疑義を生じた場合は監督官等と協議し実行すること。
- (3) 医療廃棄物を車両等へ積載完了後、監督官等と収集運搬業者双方で積載物の荷崩れ、破損、流出等の危険が予想されないか確認すること。

6 産業廃棄物管理票

- (1) 産業廃棄物管理票は請負業者の負担とする。
- (2) 産業廃棄物管理票は運搬・処理（中間・最終）完了後10日以内に返納すること。

7 許可書

請負業者は各都道府県知事及び関係知事、市長の許可を示す「産業廃棄物処理業許可書」「産業廃棄物処理業許可書」の写しを履行前に各1部を提出すること。

8 立ち入り検査

請負業者は運搬車両・積み替え保管場所への排出事業者（陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊衛生科）の立ち入りを拒めない。

9 完了検査

完了検査は産業廃棄物管理票の照合確認をもって行う。

10 提供容器の仕様及び年間使用予定数量

提供容器の仕様及び年間使用予定数量については、「調達要領指定書」（別紙）のとおり。

調達要領指定書	調達要求番号	調達要求書第2SS01CZ3004号	
	調達要求年月日	令和4年1月24日	
	作成部・課	陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊衛生科	
	作成年月日	令和4年1月24日	
品名	医療廃棄物収集運搬・処理		
<p>1 処理容器の仕様及び年間処理予定数量</p> <p>(1) 容器容量</p> <p>ア 感染性廃棄物用容器容量 20リットル 50リットル 60リットル</p> <p>イ 非感染性廃棄物用ポリ袋 45リットル</p> <p>(2) 容器材質</p> <p>ア 特別管理産業廃棄物用容器 20リットル用容器 耐貫通性のプラスチックで蓋にて密閉できる物 容器色は白</p> <p>イ 特別管理産業廃棄物用容器 50リットル用容器 耐貫通性のプラスチックで蓋にて密閉できる物 容器色は白</p> <p>ウ 特別管理産業廃棄物用容器 60リットル用容器 ダンボール製（内部ビニール袋・クラフトテープは官側で準備）</p> <p>エ 非感染廃棄物用ポリ袋 45リットル ビニール製袋で厚さ0.04mm以上 透明色</p> <p>(3) 年間使用予定数量</p> <p>ア 特別管理産業廃棄物 20リットル 60個</p> <p>イ 特別管理産業廃棄物 50リットル 5個</p> <p>ウ 特別管理産業廃棄物 60リットル 1個</p> <p>エ 非感染廃棄物 45リットル 60袋</p>			
1ページ中の1ページ			